

第3次多摩市みどりと環境基本計画（素案） 概要

第1章 計画の基本的事項

■計画の目的

- ・ 現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保
- ・ 環境の保全、回復及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進

■計画の期間

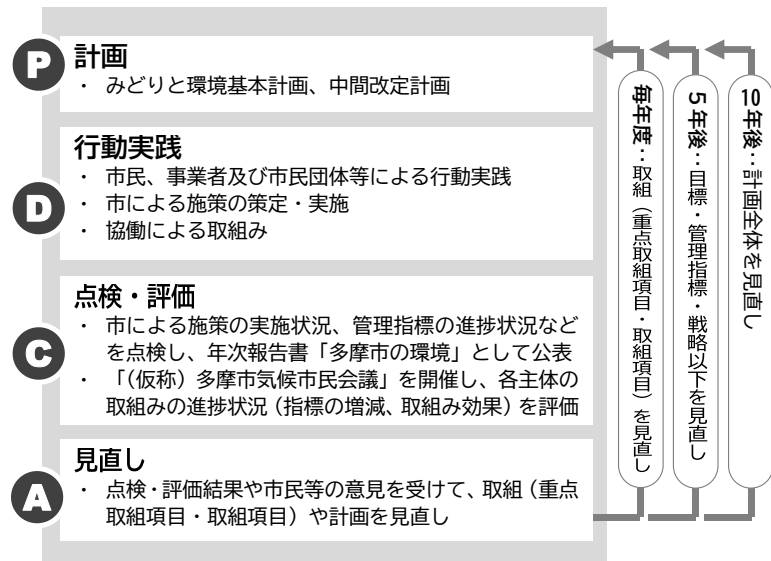
- ・ 21世紀半ば（令和32〔2050〕年度）を展望
- ・ 令和6（2024）～15（2033）年度までの10年間

■計画の推進主体

- ・ 多摩市内で生活する人（市民）
- ・ 活動する人（事業者、市民団体等）
- ・ 行政（市）

■協働による進行管理

- ・ 施策を効果的に実現していくために、PDCAサイクルを活用し、市民協働のものとで計画の進行管理を行う



第2章 計画の背景

世界・国・東京都
・多摩市の動向

前計画の推進状況

■計画の改定ポイント

- ① 新たな社会情勢に対応する計画
- ② 気候危機への対策を加速する計画
- ③ みどりと生物多様性の保全の関わりを意識する計画
- ④ 複数計画を包含する計画
- ⑤ 市民とともに作り上げる、よりわかりやすい計画づくり

第3章 計画の理念と目標

■計画の基本理念とめざす環境像

- ・ 環境基本条例（第3条）と前計画を基に、本計画の基本理念と「めざす環境像」（右図参照）を掲げる

■長期目標

- ・ 令和32（2050）年度における多摩市の環境・社会のイメージを表すもの
- ・ 市民、事業者、市民団体等及び市に共通する目標

■短期目標

- ・ 長期目標の実現に向けて、市民、事業者、市民団体等及び市の協働により、令和15（2033）年度に達成をめざす目標

■管理指標

- ・ 短期目標の達成度や施策の進捗状況を管理するための“ものさし”…環境指標、市民・事業者活動指標、行政活動指標

循環・調和・共生のまち みんなで創る多摩 －和と環と輪のまちづくり－

和のまちづくり（調和）／環のまちづくり（循環）／輪のまちづくり（共生・協働）

自然環境分野	生活環境分野	地球環境分野	環境活動分野
持続可能なみどりの保全	安全・健康で快適な生活環境の実現	持続可能で地球にやさしいライフスタイルを取り入れた社会の実現	環境共生都市を支える市民協働の実現
自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり ◆ 水とみどりのネットワークの回復・形成 ◆ 生物多様性にも配慮した暮らしの実践 ◆ 持続可能なみどりの管理手法の確立	安全・健康で快適な生活環境の保持 ◆ 生活環境の保持 ◆ 気候変動への適応力の強化	カーボンハーフの達成に向けた行動の実践 ◆ カーボンハーフ ◆ 資源循環	意識と行動の変革につながるムーブメント ◆ ムーブメントの醸成 ◆ 連携・協働して取り組む体制の構築

第4章 目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組＜横糸＞

■分野横断的取組

- ・ 多摩市のまちづくりと一体となって、市民、事業者、市民団体等及び市の協働により、地域の課題解決やまちの価値創造にも貢献する取組みに力を入れていく。

■重点戦略（5つの着眼点）

- ・ 気候危機への対策とみどり・生物多様性の保全、資源循環が相互に関係していること、それらの取組みを支えるパートナーシップが重要であることを踏まえて設定

■分野横断的取組

- ・ 着眼点に沿って、今後10年間に市民、事業者、市民団体等及び市が協働して取り組むべきもの

【前提】① 全市民の意識の共有と協力、継続的な関わりによりライフスタイルの変革を促す
② 「ポジティブ」な視点で、地域課題を解決し新たな価値を創造する

5つの着眼点

- 【1】気候危機への対策を通じた安全安心で持続可能なまちづくり
- 【2】みどりの機能を生かすまちづくり
- 【3】地域の資源を生かし、持続可能な資源利用を実現するまちづくり
- 【4】多様な価値観・ライフスタイルの中で環境配慮を促すまちづくり
- 【5】各分野の活動を支える新たな市民協働の体制づくり

- ・ 気候市民会議の提案を反映
- ・ 総合計画の実現とSDGへの貢献

分野横断的取組（【1-1】～【5-1】の13個）※市の取組み38個

第5章 分野別の取組み＜縦糸＞

■取組方針

- ・ 短期目標の達成に向けて、各分野で市民（市民団体等）、事業者及び市の役割において取り組んでいくための方針

■取組項目

- ・ 市民（市民団体等）、事業者及び市が取り組むべき内容

自然環境分野	生活環境分野	地球環境分野	環境活動分野
A：生物多様性の保全 B：みどりの保全・確保 C：みどりの利活用	D：健康的で安全安心な暮らしの保持 E：美しく快適なまちの保持 F：気候変動への適応	G：省エネルギーの推進 H：再生可能エネルギーの利用拡大 I：資源循環の推進	J：環境教育・環境学習の充実 K：市民協働による環境活動の促進
取組項目（A1～K1の36個）※市の取組み73個			

包含する計画	みどりの基本計画	○				○
	生物多様性地域戦略	○				○
	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）			○		○
	地域気候変動適応計画		○			○

第3次多摩市みどりと環境基本計画（素案）

分野横断的取組、取組項目

重点戦略（5つの着眼点）【1】～【5】、分野横断的取組【1-1】～【5-1】

（第4章 目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組）

着眼点	分野横断的取組		取組み効果を波及させる分野			
			自然環境	生活環境	地球環境	環境活動
【1】気候危機への対策を通じた安全安心で持続可能なまちづくり	【1-1】住宅・建築物の脱炭素化	新築の住宅・建築物のZEH・ZEBの普及を促進するとともに、住宅ストックの大部分を占める既存住宅については断熱性能の向上のための省エネ改修を促進します。集合住宅については、改修等の機会にZEH-Mや断熱改修等の検討を促します。		○	○	○
	【1-2】再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消	住宅・建築物での太陽光発電設備や太陽熱利用設備を普及促進します。電気代削減や災害時の電源確保といったメリットを踏まえ、自家消費型の太陽光発電設備の導入を促進します。			○	○
	【1-3】移動・交通の脱炭素化	健康まちづくりの取組みと連携した歩行者と自転車などの利用環境の充実や、公共交通の利用促進によって自動車の利用を抑制するとともに、利用する車をZEVに転換していきます。		○	○	○
	【1-4】市民の健康・安全を守るための気候変動への適応	今後、発生頻度が多発していくと想定される集中豪雨や猛暑などに備え、市民の健康・安全を守る気候変動への適応策を優先して進めます。		○	○	○
【2】みどりの機能を生かすまちづくり	【2-1】グリーンインフラを活用するまちづくり	公園緑地や道路のみどりの維持管理・更新、民有地のみどりや農地の保全、開発に伴う敷地内緑化など、各場面での取組みにより、みどりが有する様々な機能の活用を進めていきます。	○	○	○	○
	【2-2】協働による生物多様性の保全のための活動の促進	市民のみどり・生き物への関心を高め、生物多様性の保全のための活動への参加を広げていくために、市民、事業者、市民団体等及び市の連携・協働により、取組みを進めていきます。	○			○
	【2-3】都市における生物多様性の理解促進	人と動物双方に感染する人獣共通感染症への関心が高まる中、人と動物の健康と環境の健全性を一つの”健康”と捉え、一体的に保全していく「ワンヘルス」の考え方も含めて、生物多様性に対する理解を深めていきます。	○	○		
【3】地域の資源を生かし、持続可能な資源利用を実現するまちづくり	【3-1】資源循環型の生活の普及	様々な機会 で4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）＋リニューアブルを推進します。	○		○	○
	【3-2】プラスチック対策の推進	海ごみの約7割が川から流出している事実を市民と共有し、使い捨てプラスチックの削減と使用済みプラスチックのリサイクルを推進するなど、プラスチック対策に取り組めます。	○	○	○	○
	【3-2】食の地産地消の普及	多摩市の都市農業を応援して新鮮な地元農産物を選ぶ「食の地産地消」を推進するとともに、農とのふれあい・体験の機会を拡大していきます。	○		○	
【4】多様な価値観・ライフスタイルの中で環境配慮を促すまちづくり	【4-1】脱炭素ライフスタイルへの転換	家庭や事業所での脱炭素型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換を促進します。			○	○
	【4-2】幅広い市民にわかりやすく、関心を持ってもらえる情報発信	多摩市の環境に対する市民の関心を高め、行動変容や環境活動への参加を促し、共感が広がるムーブメントを醸成していきます。			○	○
【5】各分野の活動を支える新たな市民協働の体制づくり	【5-1】市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり	持続可能なまちづくりに向けて、「協創」の考え方のもと、幅広い世代の市民・市民団体・事業者・教育機関など様々な主体が参画する体制を構築していきます。	○	○	○	○

取組方針 A～K、取組項目A1～K1

（第5章 分野別の取組み）

分野横断的取組の実践が各分野の取組みを強化

自然環境分野	生活環境分野	地球環境分野	環境活動分野
A：生物多様性の保全 A1：まとまり・つながりのあるみどりの確保＜拡充＞ A2：生物多様性に関する情報の発信＜新規＞ A3：生物多様性の保全＜拡充＞ A4：生物多様性に配慮した暮らし・事業活動への転換＜新規＞ A5：水環境の維持・保全	D：健康的で安全安心な暮らしの保持 D1：公害の発生防止 D2：化学物質等の把握・情報提供＜新規＞ D3：その他の問題への対応	G：省エネルギーの推進 G1：家庭・事業所での省エネルギー行動の実践・推進 G2：省エネルギー型の設備や機器の導入＜拡充＞	J：環境教育・環境学習の充実 J1：地域と連携し楽しみながら行う環境教育の推進＜拡充＞ J2：環境情報の提供
B：みどりの保全・確保 B1：安全安心とみどりの保全との調和 B2：公共の緑地・みどりの適正な維持管理・更新 B3：持続可能なみどりの管理運営手法の検討、構築＜新規＞ B4：民有地のみどりの保全 B5：生産緑地地区の保全・活用＜拡充＞	E：美しく快適なまちの保持 E1：まちの美化対策 E2：路上駐車・放置自転車対策 E3：街なみ景観の保全	H：再生可能エネルギーの利用拡大 H1：再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消＜新規＞	K：市民協働による環境活動の促進 K1：市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり＜新規＞
C：みどりの利活用 C1：公園のストック効果の向上＜新規＞ C2：多様な担い手の拡充・拠点体制づくりの強化＜新規＞ C3：公園の利活用の推進＜新規＞ C4：身近な緑化の推進 C5：周辺自治体との広域連携でのみどりの保全・活用の推進 C6：みどりのリサイクルの推進 C7：文化財等の保全と活用	F：気候変動への適応＜新規＞ F1：気候変動による気象災害への対策の推進＜新規＞ F2：暑さ対策、熱中症対策等の推進＜新規＞ F3：その他の適応策の推進＜新規＞	I：資源循環の推進 I1：ごみの発生抑制と減量の推進 I2：ごみの適正処理に向けた分別の徹底 I3：食品ごみの削減＜新規＞ I4：プラスチックの削減＜新規＞	

注）上記の「分野横断的取組」及び「取組項目」は、「多摩市気候市民会議 脱炭素に向けた市民からの提案」（令和5〔2023〕年8月）による市民提案（136項目）を受けて、市民・事業者・市の取組内容を設定